

## 第2章 環境行政の推進体制

### 第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで複雑・多様化する環境問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその

基本理念に定め、取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例（平成11年9月施行）」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例（平成12年12月施行）」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

### 第2節 大分県環境基本計画

#### 1 第3次大分県環境基本計画

##### ～おおいたうつくし作戦推進基本プラン～

県では、大分県環境基本条例第9条に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画（豊の国エコプラン）」を平成10年3月に策定し、積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。環境を取り巻く状況の変化に応じて、平成17年10月に「大分県新環境基本計画」を策定し、環境施策の着実な推進を図ってきた。

平成27年10月に「大分県長期総合計画～安心・活力・発展プラン2015～」が策定されたこと、また、環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、環境保全と経済発展の両立を実現できる「持続可能な社会」を構築するため、平成28年3月に「第3次大分県環境基本計画」を策定した。

この計画は、「大分県長期総合計画」の部門計画として、その目標の実現を環境の面から具体化するものであるとともに、「おおいたうつくし作戦」を着実に推進していくための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成28年度から令和6年度までの9年間である。目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、この将来像の実現に向けて、Ⅰ「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」、Ⅱ「循環を基調とする地域社会の構築」、Ⅲ「地球温暖化対策の推進」、Ⅳ「環境を守り育てる産業の振興」、Ⅴ「すべ

ての主体が参加する美しく快適な県づくり」の5つの基本目標を掲げ、それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、53項目について、その実施・進捗状況を数値目標である「環境指標」により、毎年度「大分県議会」、「大分県環境審議会」及び「うつくし作戦県民会議」において進捗管理している。

令和3年度の環境指標の結果は表1.2-1のとおりである（詳細は資料編11環境指標一覧）。

様々な施策の実施により目標を概ね達成し、計画を着実に推進することができた。今後も計画に基づいて各種環境施策の取組を進める。

表1.2-1 計画に定めた環境指標の評価結果

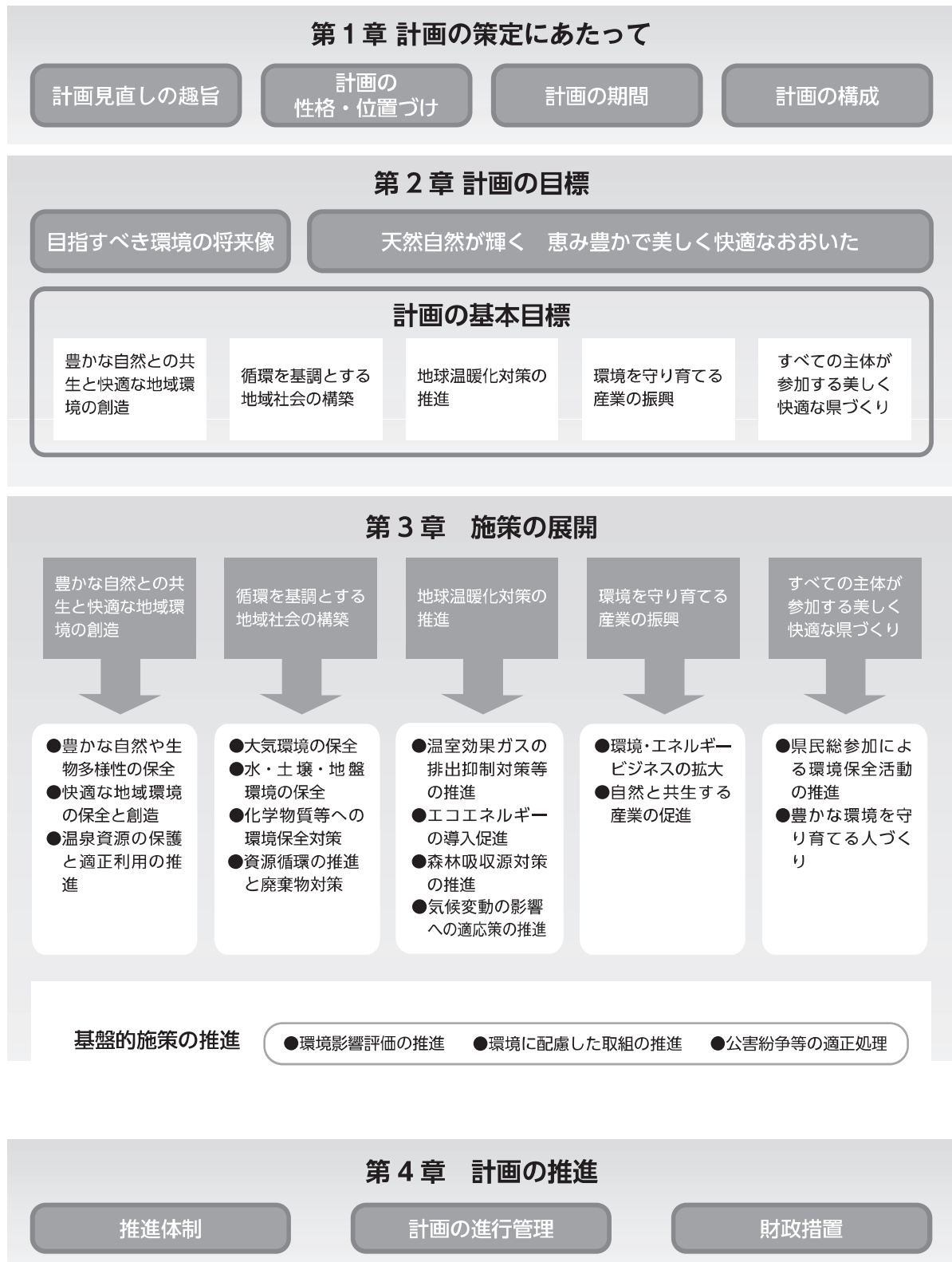
- 基本目標 1 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- 基本目標 2 循環を基調とする地域社会の構築
- 基本目標 3 地球温暖化対策の推進
- 基本目標 4 環境を守り育てる産業の振興
- 基本目標 5 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標 項目数	達成		概ね達成		未達	
		項目	割合(%)	項目	割合(%)	項目	割合(%)
基本目標 1	16	8	50.0	6	37.5	2	12.5
基本目標 2	17	7	41.2	7	41.2	3	17.6
基本目標 3	9	5	55.6	1	11.1	3	33.3
基本目標 4	6	4	66.6	1	16.7	1	16.7
基本目標 5	5	3	60.0	1	20.0	1	20.0
合計	53	27	50.9	16	30.2	10	18.9

評価（達成・概ね達成・未達）の区分について

- 「達成」 令和3年度の目標値を達成している場合
- 「概ね達成」 令和3年度の目標値を90%以上達成している場合
- 「未達」 令和3年度の目標値の90%未満である場合

第3次大分県環境基本計画～おおいたうつくし作戦推進基本プランの概要



## 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施行)を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1.2-2のとおりである。

表1.2-2 条例に基づく環境影響評価の対象事業

(令和3年8月1日現在)

事業の種類等	第1種対象事業※1	第2種対象事業※2
1 県道、市町村道の設置	4車線7.5km以上	-
2 発電所の設置		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	敷地全体の面積20ha以上 (特別地域を含むものにあつては、5ha以上。 工業地域、工業専用地域は除く)	-
3 廃棄物処理施設の設置		
ごみ焼却施設	200t / 日以上	-
し尿処理施設	100kL / 日以上	-
廃棄物最終処分場	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の設置	排ガス量10万Nm <sup>3</sup> / h 以上 排出水量 1万m <sup>3</sup> / 日以上	-
5 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発の事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	-	-

港湾計画	埋立て・掘込み面積 150ha 以上
------	--------------------

※1) 第1種対象事業：大規模な事業であつて、計画段階環境配慮書、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

※2) 第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であつて、「住民手続」を行わないもの。

## 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応が求められるようになったため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行した。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く

県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

(条例の概要については図1.2-3参照)

図1.2-3 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

<p><b>公害規制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所等に対する公害規制 (規制基準、設置届出、改善命令、非常時等の措置)</li> <li>●地下水の水質浄化に関する措置 (浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令)</li> </ul>	<p><b>廃棄物対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用 (廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務)</li> <li>●燃焼不適物の燃焼行為の制限 (施設基準、規制地域、中止・改善命令)</li> </ul>
<p><b>都市・生活型公害対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アイドリングストップの推進 (自動車停車時の原動機の停止義務) (駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告)</li> <li>●生活排水による水質汚濁防止 (県民・行政の生活排水対策取組の責務)</li> <li>■拡声機・深夜営業騒音の規制 (使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令)</li> </ul>	<p><b>地球環境保全対策等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●オゾン層破壊物質の回収等の推進 (特定機器の使用者に対するフロン回収の回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告)</li> <li>●事業者による自主的な環境管理の推進 (組織体制の整備、環境管理の導入)</li> </ul>
<p><b>化学物質の適正管理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●化学物質の適正管理対策 (事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表)</li> </ul>	<p><b>その他の規定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■中小企業者に対する助成</li> <li>■環境保全協定の締結</li> <li>■立入検査、報告徴収</li> <li>■県等の責務等</li> </ul> <p>●：新規項目 ■：公害防止条例の規定を見直し</p>

## 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部モラルの低い県民により生じている身近な環境問題に対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられるこ

ととなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を平成16年3月に制定した。

## 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の投

光器の使用（祭典等の一時使用を除く）、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則（5万円以下の過料）を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置し、これを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮すること、などについての努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。（令和2年12月1日現在の市町村条例との調整状況は表1.2-4を参照）

表1.2-4 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況

（令和4年12月1日現在）

（○…県条例適用）

市町村名	ごみの投棄 （※）	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 （※）	動物のふん 等の放置	自動車の 放置（※）	自転車の 放置（※）	落書き （※）	悪臭等への 配慮	投光器の 使用（※）
大分市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
別府市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
中津市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	●	○	○
日田市	●	●	●(印刷物等)	●(飼犬)	●	●	○	○	○
佐伯市	●	●	○	●(飼犬)	○	●	○	○	○
臼杵市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
津久見市	●	●	○	○	○	●	○	○	○
竹田市	●	●	○	●(飼犬)	●	●	○	●	○
豊後高田市	●	●	●	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
杵築市	●	●	○	●(飼犬)	○	○	○	○	○
宇佐市	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	●	●	○	○	○
豊後大野市	●	○	○	○	●	○	○	○	○
由布市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
国東市	●	●	○	○	●	○	○	○	○
姫島村	●	●	○	○	○	○	○	○	○
日出町	●	●	○	●(飼犬、飼猫)	○	●	○	○	○
九重町	●	●	○	○	○	○	○	○	○
玖珠町	●	●	○	○	○	○	○	●	○

注)「※」については、美しく快適なおおいた県づくり条例では違反者に過料を科す。

なお、印刷物等の配布等の責務については、努力規定である。

### 3 顕彰制度

条例第8条の規定に基づき、**環境技術**の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」に替わり地域活性化に資する取組を加えた「**おおいたうつくし作戦功労者顕彰制度**」を設けた。令和4年度には4個人10団体を表彰した。

(令和4年度の受賞者は表1.2-5を参照)



令和4年度おおいたうつくし作戦  
功労者表彰受賞者

### 4 条例の一部改正

令和2年度には、道路交通法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、違法駐車行為の定義を規定する条項について一部改正を行った。



表 1.2-5 令和4年度おおいたうつくし作戦功労者顕彰

感謝状贈呈式：令和4年6月2日（木）（おおいたうつくし作戦県民会議）場所：トキハ会館 ローズの間

	個人・団体名等	市町村名	主な功績
<b>(1) 地域環境の美化に関するボランティア活動</b>			
1	<個人> 後藤 春治	杵築市	平成7年からJR九州と協力し、年4回杵築駅構内の草刈り活動を実施するとともに、毎年夏に自主的に地元行政区の路線付近約2.5kmの草刈り作業も実施し、地域の環境美化に貢献している。
2	<個人> 後藤 紀義	由布市	平成12年より、自宅そばの水路の草刈りや清掃を実施し、7年ほど前からはホテルが飛ぶほどまでになった。地元の老人クラブの会長も務めており、地域の環境美化や活性化に貢献している。
3	<団体> 石丸老人クラブ	杵築市	多年にわたり、地元周辺の清掃活動を行っており、地域の環境美化に貢献するほか、お年寄りが集まる場として地域の活性化にも貢献している。
4	<団体> 高江ニュータウンランドゴルフ ランドゴルフ愛好会	大分市	平成17年より、構成員がそれぞれ自宅からランドゴルフを行う高江中央公園までの道中、ごみ拾いを実施し、地域の環境美化に貢献している。
5	<団体> 日出町立日出中学校 ボランティア部	日出町	平成12年より、学校周辺や海岸遊歩道の清掃を行うとともに、ボランティア活動として、ペットボトルキャップ等を収集し、地域の美化活動に貢献している。
6	<団体> 大山町環境ボランティアの会	日田市	平成13年頃より、大山町内や筑後川の清掃活動を実施。現在は夫婦2人での活動となったが、月2回の清掃活動に継続して取り組んでおり、地域の環境美化に貢献している。
7	<団体> 大分川漁業協同組合 庄内東部支部	由布市	平成8年より、庄内町東部地域を中心に、11月第一日曜日の川のごみ拾いや草刈り、その他監視活動等を実施しており、地域の環境美化に貢献している。
<b>(2) 環境保全のための技術開発</b>		該当なし	
<b>(3) - 1 環境保全に関する学術研究</b>			
8	<個人> 阿孫 久見	竹田市	平成元年より、郷土の植物に係る調査研究を行うと共に、自然観察会の講師を務め、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの認定においても講演会や提言等を行い、久住・祖母山系の希少植物の保護活動に従事するなど、自然保護、環境保全の普及啓発活動に尽力している。
<b>(3) - 2 環境保全に関する普及啓発</b>			
9	<個人> 玉田 学	大分市	平成24年より、エコ住宅の建設など地球温暖化についての先進的な取組を行いながら、自らの知見を活かし、環境教育アドバイザーやうちエコ診断士として、県民への地球温暖化防止についての普及啓発活動に尽力している。
10	<団体> アースデイおおいた実行委員会	別府市	平成19年より、大分市・別府市を中心に年に1回、環境啓発を目的としたイベント「アースデイおおいた」を開催。現在では、約30ほどの団体が参加しており、地域の環境意識の醸成に貢献している。
11	<団体> 特定非営利活動法人 グリーンインストラクター おおいた	大分市	平成17年から由布市挾間の里山において、荒廃竹林の整備や植樹活動、地域住民との交流会等を行い、オオイトサンショウウオの保護池整備などの保全活動も行っている。また、遊歩道を整備し、整備したフィールドの自然観察会を毎月欠かさず実施するなど、環境保全の推進に貢献している。
12	<団体> 特定非営利活動法人 おおいた 大分地球温暖化対策協会	大分市	平成21年度から令和2年度まで大分県地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、行政と連携し、地球温暖化対策に係る幅広い啓発・広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員等の活動をサポートするなど、大分県内の地球温暖化対策に貢献している。
<b>(4) うつくしキャンペーンの推進に協力</b>			
13	<団体> 大分県立大分東高等学校 農業部	大分市	平成25年の農業科新設以降、環境保全・環境美化の啓発を行うため、地域の小中学校に出向き、出前授業を行ったり、うつくし感謝祭で野菜の切れ端を利用したスタンプアートの紹介を行う等、地域の環境保全の推進に貢献している。
<b>(5) 地域活性化に資する美しく快適な大分県づくりに貢献したものの</b>			
14	<団体> 特定非営利活動法人 おおいた環境保全フォーラム	大分市	平成21年より、ウミガメの環境保全活動やアライグマの防除活動、はぎこネイチャーセンターを活用した環境教育など多面的に活動を行い、地域の環境保全意識の醸成に貢献している。



## 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「適正化条例」という。）」を平成17年7月に公布し平成18年4月1日から完全施行した。

### 1 適正化条例の概要

条例は、(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続、(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る手続、(3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、中核市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

#### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 他者の産業廃棄物を処理するため産業廃棄物処理施設を新たに設置したり変更しようとする場合、許可申請予定者は法手続の前に県に対して事前協議を行う。また、地元住民に対する説明会を開催することで施設設置予定者と地元住民との相互理解を深めるとともに、地元市町村や住民からの求めがあれば、施設設置予定者との間で生活環境の保全に関する協定を締結できるとする。

なお、最終処分場については、県外から搬入される産業廃棄物の増加が、施設の短命化をもたらすとともに、適正な処理の支障となるおそれがあるため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議の審査基準に、「大分県廃棄物処理計画」において定める産業廃棄物処理施設の整備方針への適合性を追加した。

イ 他者の産業廃棄物を処理するために許可対象外施設（施設設置に係る法手続が不要な施設）を設置しようとする場合も、設置工事の前に県への事前協議を行う。

ウ 他者の産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等を譲り受け又は借り受けようとする場合、県への事前協議を行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内（大分市の区域を含む。）に持ち込んで処理しようとする場合、県外排出事業者は県へ事前協議を行う。

なお、優良な産廃処理業者での再資源化を促進するため、平成28年3月に規則を改正し、事前協議を必要としない対象に、

「優良な産廃処理業者へがれき類の破碎処理を委託する場合であって、搬入量が1,000トン未満であるとき」を追加した。また、令和3年1月の規則改正では、減量リサイクル率の高い優良な産廃処理業者へ処理を委託する場合は、事前に県に届出をすれば、事前協議を不要とした。

イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、県との間で適正処理に関する協定を締結する。この協定に基づき、県外排出事業者は、その搬入実績に応じて環境保全協力金を県に納付する。

ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる。

エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周辺住民は、処理業者に対して、関係書類の閲覧や施設への立ち入りを求めることができる。

#### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努めるとともに、不適正な処理が行われた場合は県へ通報する。

イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け出る。

ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

#### (4) 適正化条例の実効性の確保

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において必要な報告を求めたり、職員が事業場等に立入検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、罰則として5万円以下の過料に処する。

さらに、県外産業廃棄物の搬入については平成21年4月に条例施行規則を改正し、協定に違反する事実が確認された場合及び環境保全協力金が未納の場合においては、県外産業廃棄物の搬入中止の措置等を講ずるよう規定した。

(5) 大分市への適用

大分市は中核市となっており、産業廃棄物の処理に関する事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うこととされているが、県外産業廃棄物の搬入対策につい

ては、県として大分市の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、的確な対応を行う必要がある。このため、適正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入に係る部分だけは大分市の区域を含めることとしている。

## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例の施行により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が制定された。

令和4年3月31日現在の許可状況<sup>\*</sup>は、13市2町でのべ209事業者、面積2,339,517㎡、土量11,052,886㎡となっており、うち県外土砂は、面積で11.9%、土量で14.1%を占めている。(表1.2-6)

なお、立入調査による土壌及び水質検査の結果、基準を超過していた土砂については、全量撤去等の措置を取っている。

表1.2-6 土砂条例許可状況

年度	許可数		埋立面積 (㎡)			埋立土量 (㎡)		
		うち県外分		うち県外分面積 (㎡)	うち県外分率 (%)		うち県外分土量 (㎡)	うち県外分率 (%)
平成18年度	8	2	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	26	1	253,316	0	0.0	1,008,666	0	0.0
平成20年度	17	1	227,493	33,683	14.8	966,838	385,755	39.9
平成21年度	11	0	128,770	0	0.0	514,640	0	0.0
平成22年度	13	1	140,417	9,997	7.1	453,355	83,396	18.4
平成23年度	9	3	84,875	33,599	39.6	101,294	40,458	39.9
平成24年度	15	5	169,375	70,190	41.4	567,387	419,558	73.9
平成25年度	12	2	111,090	29,434	26.5	385,422	55,569	14.4
平成26年度	10	0	110,900	0	0.0	151,001	0	0.0
平成27年度	9	1	95,936	23,095	24.1	433,465	4,688	1.1
平成28年度	11	0	165,146	0	0.0	722,327	0	0.0
平成29年度	13	0	202,106	0	0.0	846,787	0	0.0
平成30年度	13	1	158,060	44,489	28.1	1,035,219	383,595	37.1
令和元年度	18	1	191,677	5,698	3.0	2,299,897	4,274	0.2
令和2年度	13	0	129,154	0	0.0	363,357	0	0.0
令和3年度	11	0	107,940	0	0.0	959,938	0	0.0
累計	209	18	2,339,517	277,686	11.9	11,052,886	1,558,261	14.1

※大分市実施分も含む

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成18年に制定した。

- 平成18年 3月 公布
- 平成18年10月 全部施行
- 平成18年12月 指定希少野生動植物の指定 (11種)
- 平成20年 3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
- 平成20年 3月 保護管理事業計画の決定 (4種)
- 平成21年 3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
- 平成22年 3月 指定希少野生動植物の指定 (2種)

- 平成22年 3月 保護管理事業計画の決定 (1種)
- 平成24年 3月 指定希少野生動植物の指定 (1種)
- 平成26年 5月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
- 平成27年 3月 指定希少野生動植物の指定 (1種)
- 平成28年 7月 指定希少野生動植物の指定 (4種)
- 平成29年 8月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
- 平成30年 8月 指定希少野生動植物の指定 (2種)
- 令和元年 5月 指定希少野生動植物の指定等 (指定7種、解除1種)
- 令和2年 7月 指定希少野生動植物の指定 (5種)
- 令和3年 6月 指定希少野生動植物の指定 (1種)
- 令和4年 7月 指定希少野生動植物の指定 (5種)

表1.2-7 指定希少野生動植物一覧

植物	タマボウキ (ユリ科) H18.12指定 ヒメユリ (ユリ科) H18.12指定 チョクザキミズ (イラクサ科) H18.12指定 ナガバヒゼンマユミ (ニシキギ科) H18.12指定 イワギリソウ (イワタバコ科) H18.12指定 ヒゴタイ (キク科) H18.12指定 ホウライクジャク (イノモトソウ科) H18.12指定 オオミズゴケ (ミズゴケ科) H18.12指定 イワギク (キク科) H20.3指定 ナゴラン (ラン科) H20.3指定 オトメクジャク (イノモトソウ科) H21.3指定 オグラセンノウ (ナデシコ科) H21.3指定 ヤツシロソウ (キキョウ科) H22.3指定 ミチノクフクジュソウ (キンボウゲ科) H28.7指定 オキナグサ (キンボウゲ科) H28.7指定 カワツルモ (ヒルムシロ科) H29.8指定 クマガイソウ (ラン科) H30.8指定 トキシソウ (ラン科) H30.8指定 ウチョウラン (ラン科) R1.5指定 セッコク (ラン科) R1.5指定 ヤマシヤクヤク (キンボウゲ科) R1.5指定 エヒメアヤメ (アヤメ科) R2.7指定 サギソウ (ラン科) R2.7指定 アズマイチゲ (キンボウゲ科) R2.7指定 サクラソウ (サクラソウ科) R3.6指定 ミズチドリ (ラン科) R4.7指定 フウラン (ラン科) R4.7指定 サワギキョウ (キキョウ科) R4.7指定 ベニバナヤマシヤクヤク (ケナシベニバナヤマシヤクヤク含む) R4.7指定
動物	カブトガニ (カブトガニ科) H18.12指定 オオウラギンヒョウモン (タテハチョウ科) H18.12指定 オンセンミズゴマツボ (ミズゴマツボ科) H22.3指定 ハッチョウトンボ (トンボ科) H24.3指定 クボハゼ (ハゼ科) H26.5指定 チクゼンハゼ (ハゼ科) H26.5指定 オナガラムシオイガイ (ムシオイガイ科) H27.3指定 オオイタシロギセル (キセルガイ科) H28.7指定 ハブタエムシオイ (ムシオイガイ科) H28.7指定 タケノコギセル (キセルガイ科) H29.8指定 ブッポウソウ (ブッポウソウ科) R1.5指定 オオルリシジミ (シジミチョウ科) R1.5指定 カスミサンショウウオ (サンショウウオ科) R1.5指定 ヤマグチサンショウウオ (サンショウウオ科) R1.5指定 ウブギセルガイ (キセルガイ科) R1.5指定 ニホンカモシカ (ウシ科) R2.7指定 オオジシギ (シギ科) R2.7指定 シオマネキ (スナガニ科) R4.7指定

## 第9節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、

公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広

# 環境行政の推進体制

域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、保健環境部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置き、その後、同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の

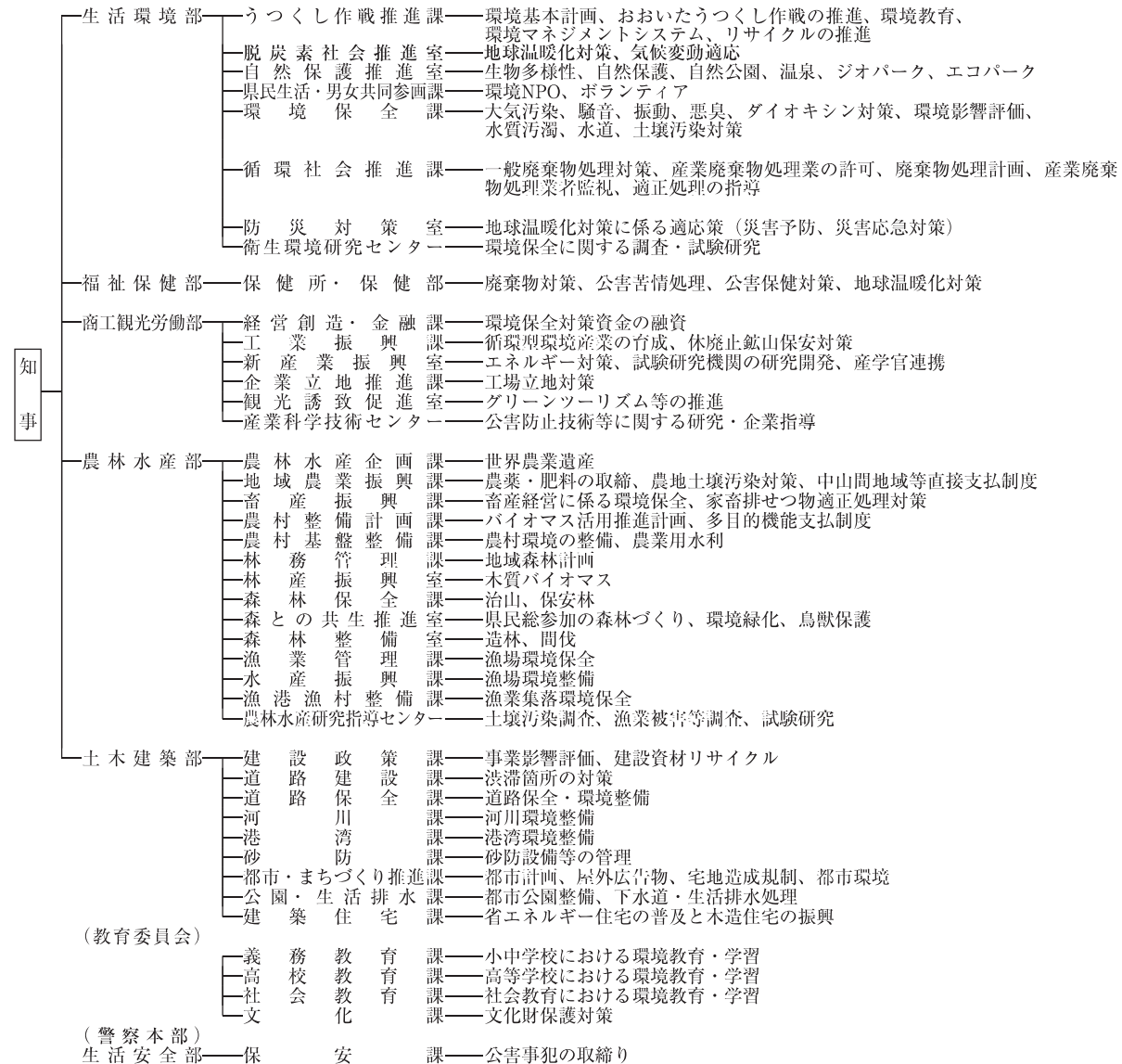
整備を図っている。

平成17年4月の組織改正では、「ごみゼロおおいいた作戦」の更なる推進をするため、「ごみゼロおおいいた推進班」を「ごみゼロおおいいた推進室」として機能強化を図った。

平成21年4月の組織改正では、低炭素社会の構築を目指し、大分県におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた新たな仕組みづくりを推進するため、「地球環境対策課」を新設した。また、温泉関連業務を企画振興部から生活環境部へ移管し、さらに平成23年5月に、自然保護業務を企画振興部から生活環境部へ移管するなど見直しを行った。

さらに、平成28年4月の組織改正では、地域活性化型の取組として「おおいいたうつくし作戦」を展開するため地球環境対策課を「うつくし作戦推進課」と改め、自然保護業務を一体的に推進するため、生活環境部に自然保護推進室を新設した。

図1.2-8 県の環境保全行政組





また、令和4年4月の組織改正では、脱炭素社会実現に向けた取組を加速するため、生活環境部に脱炭素社会推進室を新設した。

令和4年4月1日現在の本県の環境保全行政組織図は図1.2-8のとおりである。

## 第2項 附属機関

環境保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するための附属機

関として大分県環境審議会を設置している。この審議会は、昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称し、さらに平成18年4月に大分県自然環境保全審議会と統合したものである。

環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況は図1.2-9のとおりである。

\* 各種審議会の委員の名簿については、資料編2. 各種審議会委員等名簿参照。

表1.2-9 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要（令和4年4月1日）

名称	根拠法令 (設置年月日)	所掌事務	組 織	3年度の開催状況
大分県環境審議会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法第21条第1項 自然環境保全法 第51条 大分県環境審議会条例 (H6. 8. 1)	知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項について、調査審議し意見を述べること	委員 44人 総合政策部会 20人 水質部会 7人 自然環境部会 7人 温泉部会 7人 鳥獣部会 7人 環境緑化部会 7人 (重複あり) 特別委員 5人	<p>【総合政策部会】 R4. 3.22 ・ 第3次大分県環境基本計画の進捗状況について ・ 大分県環境マネジメントシステムの令和2年度実績について ・ 第5期大分県地球温暖化対策実行計画について ・ 各部会の報告事項について</p> <p>【水質部会】 R4. 3. 1 ・ 令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について</p> <p>【自然環境部会】 R4.3.23 ・ 指定希少野生動植物の指定について ・ ニホンカモシカ保護管理事業計画(案)の策定について ・ 指定希少野生動植物の和名変更について ・ 第2次生物多様性おおいた県戦略の進捗について</p> <p>【温泉部会】 R3. 5.24 R3. 7.27 R3. 9.29 R3.11.29 R4. 1.24 R4. 3.24 ・ 温泉新規掘削許可申請について ・ 温泉代替掘削許可申請について ・ 温泉増掘許可申請について ・ 動力装置許可申請について ・ おおいた温泉基本計画の進捗状況について ・ 別府市資源量調査の結果及び特別保護地域の指定について ・ 地熱関係運用指針の改定について</p> <p>【鳥獣部会】 R4. 2.25 ・ 「第13次鳥獣保護管理事業計画」及びイノシシとニホンジカの「第3期第二種特定鳥獣管理計画」について</p> <p>【環境緑化部会】 開催せず（審議案件なし）</p>

大分県環境影響評価技術審査会	大分県環境影響評価条例第48条 (H11.3.16)	知事の諮問に応じ、環境影響評価その他の手続きに関する技術的事項を調査審議し、意見を述べること	委員	14人	R3. 4.21 ・東神野地区石灰石鉱山拡張事業に係る計画段階環境配慮書に対する答申について R3. 5.20 ・新環境センター整備事業に係る環境影響評価実施計画書について R3. 8.18 ・東神野地区石灰石鉱山拡張事業に係る環境影響評価実施計画書について R3.11.8 ・東神野地区石灰石鉱山拡張事業に係る環境影響評価実施計画書に対する答申について R4. 3.16 ・新阿蘇おぐにウインドファームに係る環境影響評価方法書について
大分県公害審査会	公害紛争処理法第13条 大分県公害紛争処理条例 (S45. 9.29)	公害に係る紛争のうち、公害等調整委員会が管轄する事件以外の事件について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと	委員	10人	R4. 2. 3 ・大分県公害審査会会長の選出 ・公害紛争処理制度について
大分県産業廃棄物審査会	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第22条 (H17. 7.11)	産業廃棄物処理施設の設置について意見を求められた場合や、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について知事の諮問に応じ、調査審議し、意見を述べること。	委員	10人	R3.11.16 ・株式会社日出エコセンターの安定型最終処分場変更許可申請の事前協議について
大分県漁業被害認定審査会	大分県公害被害救済措置条例 (S48.12.25)	漁業被害の補填申請に対し、当該被害の態様が条例第9条の規定に、補填を求める者が同第10条の規定に、それぞれ適合するか審査すること	委員	8人	R3.12.17



